

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	季節による燃料使用基準遵守命令
概要	いおう酸化物に係るばい煙発生施設において燃料使用基準に適合しない燃料を使用している者に対して、燃料使用基準に従うよう勧告を行い、その勧告に従わないときは、当該燃料使用基準に従うべきことを命令することができる。
根拠法令等 及び条項	大気汚染防止法第15条第2項
処分基準	大気汚染防止法第15条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html
備考	